

2025年度 経済産業省 関東経済産業局

第一回選考採用試験（係長級（事務系・技術系））

受験案内

1. 職務内容

- ◆ 経済産業省関東経済産業局所管行政に関する事務の実施等の業務を担当する係長相当職員として採用します。

2. 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3. 応募資格

- ◆ 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（2025年4月1日現在で、大学を卒業した者は7年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は10年以上、高等学校を卒業した者は12年以上）を有する者。

※当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等を御提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので御注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※国家公務員として採用されますので、採用後は、営利企業の役員等、報酬を得る事業を、原則、兼業することはできません。

4. 採用形態

◆ 一般職の国家公務員（係長相当職）として採用

※採用された場合には、国家公務員法の規定に基づき定年制が適用されますが、採用日から起算して6か月は条件付任用期間（試用期間）となります。

5. 給与・手当

◆ 給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

◆ 手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、単身赴任手当等があります。

6. 勤務時間・休暇

◆ 勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

◆ 休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

◆ また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等があります。

7. 勤務地

◆ 関東経済産業局

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

◆ 横浜通商事務所

住所：神奈川県横浜市中区日本大通11番地

※その他、経済産業省本省、地方公共団体、経済産業政策と関連のある機関等に出向する場合があります。

8. 選考日程

受付期間	2025年4月24日（木）～2025年5月27日（火）23時59分（受信有効）
第一次選考合格発表	2025年6月9日（月）（予定） ※エントリーされた方全員に、結果をメールで通知します。
第二次選考	2025年7月7日（月）～8月1日（金）で指定する日 ※日程調整は電子メールにて行います。 ※複数回ご対応いただく場合があります。
最終合格発表	2025年8月4日（月）（予定）

9. 採用予定数

◆ 若干名

10. 採用予定時期

◆ 2025年10月1日以降

※具体的な時期は個別に調整

1 1. 選考方法

(1) 選考内容

選考	内容
第一次	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第二次	・面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

(2) 試験地

第二次選考は関東経済産業局（住所：埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）または、オンラインで実施を予定しています。複数回ご対応いただく場合があります。

1 2. 応募方法

- ◆ 下記必要書類を以下応募フォームから送付してください。電子メール、郵送等による応募は受け付けません。

【必要書類】

- ① 履歴書及び職務経歴書（別紙様式1）
- ② 小論文（別紙様式2）

【応募フォーム】

https://www.kanto.meti.go.jp/annai/saiyo/keikenshasaiyo_index.html
に掲載の応募フォームへアクセスしてください

【受付期間】

2025 年 4 月 24 日（木）～2025 年 5 月 27 日（火）23 時 59 分（受信有効）

1 3. よくある質問

Q. 応募の年齢制限はあるのか。

A. 年齢制限はありません。ただし、現在の定年は原則 62 歳（令和 13 年までに段階的に 65 歳まで引き上げ）です。御留意ください。

Q. 大学院での修学年数は、職務経歴に加算できるのか。

A. 大学院を修了している場合、係長として大学卒業後に必要な職務経歴年数に、大学院での修学年数を加算することができます。

※加算できるのは正規の修学年数のみですので、留年期間は加算できません。

Q. 以前勤めていた会社の倒産等で、勤務証明書が取得できない場合はどうしたらよいか。

A. 勤務証明書は、以下の書類にて代用可能です。

- (1) 被保険者記録照会回答票（年金事務所）
- (2) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票（職業安定所）

そのほか、勤務形態（正社員か、派遣社員等）や週に何日勤務しているか（週 3 日以上か、週 2 日以下）等が確認できる書類を御提出ください。確認できない場合は、個別にお話を伺います。

Q. 進学する前に職歴がある場合は、職務経験に加算できるか。

A. 可能です。ただし、2 つ以上の職歴の期間が重複している場合は、いずれかの期間のみしか加算できないため、個別にご照会ください。

Q. 過去に受験しているが、今回の応募に制限はあるか。

A. 応募に制限はございません。

Q. 株式を保有しているが、採用に至った場合、取引に制限はあるか。

A. やむを得ない場合を除き、すべての常勤の一般職員に株式等の取引自粛を求めています。自己名義の取引に加え、配偶者等他人名義であっても、自らが行う取引は自粛の対象となります。また、自らのもの並びにその配偶者及び被扶養者が有するすべての証券口座は、登録していただく必要がございます。

1 4. 次回選考採用試験予定

2025年9月下旬頃より募集開始予定。

1 5. 問い合わせ先

総務企画部総務課採用担当：奥澤、金沢

住所：〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話：048-600-0212

E-MAIL：bzl-recruit-kanto@meti.go.jp